議長	議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について審議いたします。 整理番号３－１について、地区担当委員の柏﨑光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推３番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についての整理番号３－１について、３月１８日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字原市場字渕ノ上地内にある畑１筆、面積２４１㎡です。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、ダイコン、ニンジンなどの露地野菜を作付けするとのことです。また、通作については通作については拠点から徒歩１分程度とのことですので特段問題はないと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、柏﨑光一推進委員の説明のとおりです。 譲受人は現在、日高市内の戸建住宅にて家族２人で居住をしています。 譲受人の農作業の経験については、８年以上の経験があります。

	譲受人からは今後、隣接する宅地でカフェの経営を行うにあたり使用する食材として今回、ダイコン、ニンジン、ナスなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、隣接地であるカフェからすぐの場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和７年３月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、草刈り機を１台所有しており、耕うん機１台を導入する予定です。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた大野忠司委員、何かございますか。
１番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について、何かご意見、ご質問等ございますか。
２番	譲受人は、隣接する大字原市場字渕ノ上６６８－１８も取得される予定ということですが、登記簿地目を教えてください。
事務局	登記簿地目は雑種地です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
５番	申請地への進入路を確認させてください。
事務局	申請地への進入路につきましては、譲渡人が所有する登記簿地目が開く地である大字原市場字渕ノ上６６８－１７および農地と合わせて取得予定である大字原市場字渕ノ上６６８－１８が進入路となります。

	なお、大字原市場字渕ノ上６６８－１７の通行については、同意を得ていることを申請書類にて確認をしています。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－１について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について審議いたします。 整理番号３－２について、地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推５番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についての整理番号３－２について、３月１８日に大久保博司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字上名栗字平地内にある畑１筆、面積１１６㎡です。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大するために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、サツマイモ、トマトなどの露地野菜を作付けするとのことです。また、通作については通作については自宅に隣接しているので特段問題はないと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、塩野吉正推進委員の説明のとおりです。

	譲受人は現在、市内の戸建て住宅にて家族５人で居住をしています。 譲受人の農作業の経験については、７年以上の経験があります。 譲受人からは今回、サツマイモ、トマト、キュウリなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和７年３月５日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 １つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 ２つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機を１台所有しております。 ３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 ４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 ５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた大久保博司委員、何かございますか。
１０番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－２について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について審議いたします。 なお、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３については、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５

	－２について、関連する事項がございますのであわせて審議いたします。 よろしいでしょうか。 【異議なしの声】
議長	異議なしの声をいただきました。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について及び議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について審議いたします。 整理番号３－３について及び整理番号５－２について、地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推１番	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についての整理番号３－３について、３月１４日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字岩渕字前ケ貫地内にある畑２筆、面積４１９㎡です。 農地の現況は保全管理されております。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるとのことです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、じゃがいも、ニンジンなどの露地野菜やブルーベリー、ミカンなどの果樹を作付けするとのことです。 また、通作については自宅から徒歩１分程度とのことです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 続きまして、農地法第５条の整理番号５－２について、３月１４日、萩野谷利男委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字岩渕字前ケ貫地内にある畑１筆、面積４７１㎡です。 農地の現況は保全管理されております。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられま

	す。 　以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は　適当であると考えます。 　説明は以上です
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について補足説明いたします。 　申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 　現地の状況につきましては、浅野晃市推進委員の説明のとおりです。 　譲受人は現在、市内の戸建て住宅にて家族４人で居住をしています。 　譲受人の農作業の経験については、７年以上の経験があります。 　譲受人からは今回、ブルーベリー、キンカン、ミカンなどの果樹及びサツマイモ、ジャガイモ、ニンジンなどの露地野菜の作付け計画が提出されております。 　また、通作に関しては、現在の居住地は横浜市内ですが、今後、農地法第５条により隣接地に住宅を建築し居住することになりますので問題はありません。 　こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 　申請年月日は、令和７年３月５日、同日農業委員会受付となっています。 　次に、審査基準のうち該当する５つについて御説明します。 　１つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 　２つ目、機械の所有状況ですが、刈払機１台を導入予定です。 　３つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 　４つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、３条２項４号には該当しません。 　５つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 　続きまして、議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について補足説明いたします。 　次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 　農地区分は第２種農地に該当します。 　次に、転用に関する８つの審査基準についてご説明します。 　転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。 　２つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

	３つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 ４つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 ５つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。 ６つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 ７つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 ８つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です
議長	同行して調査していただいた大久保博司委員、何かございますか。
１０番	特段ございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３及び議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について、何かご意見、ご質問等ございますか。
５番	大字岩渕８５－１は農地法第５条、大字岩渕８５－５、８５－６は農地法第３条という申請となりますが、今回の分筆案となった理由を教えてください。
事務局	申請地の中に、土砂災害警戒区域である場所があることから、このような分筆案になっております。
７番	申請者の年齢はおいくつですか。
事務局	４０歳です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請の整理番号３－３について、許可するものとして賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－２について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第２号農地法第４条の規定による許可申請について審議を行います。 なお、議案第２号農地法第４条の規定による許可申請の整理番号４－１については、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について、関連する事項がございますのであわせて審議いたします。 よろしいでしょうか。
	【異議なしの声】
議長	異議なしの声をいただきました。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第２号農地法第４条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第２号農地法第４条の規定による許可申請の整理番号４－１について及び議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について審議いたします。 整理番号４－１について及び整理番号５－１について、地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推５番	農地法第４条の整理番号４－１について、３月１８日に大久保博司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字上名栗字秋津地内にある畑１筆、面積１１７㎡です。

	農地の現況は、保全管理されております。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 続きまして、農地法第５条の整理番号５－１について、３月１８日、大久保博司委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は、大字上名栗字秋津地内にある畑２筆、面積９１㎡です。 農地の現況は、保全管理されております。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 現地調査の報告を終わります。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第２号農地法第４条の規定による許可申請の整理番号４－１について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、塩野吉正推進委員の説明のとおりです。 申請人は現在、大字上名栗地内の戸建住宅に居住をしております。 これまで、親の代から自宅敷地の東側に以前より使用していた市道へつながる通路があり、市道への出入りをしておりましたが、このたび、農地転用の許可を得ずに使用していることが判明しました。また、自己所有農地の一部についても通路として使用していることが判明しました。農地法違反であることからこれらを是正しましたが、自宅への正式な進入路が無いので今回、農地転用の許可を取得し市道に接道させて適正な状態にしたく申請をするものです。 具体的には、申請地である大字上名栗２９２３－３は農地法第４条による申請となり、近所の方が所有する大字上名栗２９１５－５及び２９１７－５の２筆の農地を農地法第５条により農地転用して進入路として利用するということになります。これまでと同じ接道方法であれば傾斜も緩やかであり、安全に通行できると判断し計画したものです。 以上のことから、申請地である大字上名栗２９２３－３を駐車スペース１台分及び通路部分として宅地拡張するため、農地法第４条による申請をするものです。 申請年月日は令和７年３月５日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は第２種農地に該当します。
次に、転用に関する８つの審査基準についてご説明します。
１つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。
２つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。
３つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。
４つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。
５つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。
６つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。
７つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。
８つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、塩野吉正推進委員の説明のとおりです。
説明事項については先ほどの４条の説明と同様になりますので割愛させていただきます。
申請年月日は令和７年３月５日、同日農業委員会受付となっています。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は第２種農地に該当します。
次に、転用に関する８つの審査基準についてご説明します。
１つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。
２つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。
３つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。
４つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。
５つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。
６つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。
７つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないこと

	はないと考えております。 ８つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた大久保博司委員、何かございますか。
１０番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第２号農地法第４条の規定による許可申請の整理番号４－１及び議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第２号農地法第４条の規定による許可申請の整理番号４－１について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－１について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。 続きまして、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請について審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	議案第３号農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】

	説明は以上です。
議長	それでは、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について審議いたします。 整理番号５－３について、地区担当委員の浅野晃市推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推１番	議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について、３月１４日に萩野谷利男委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字苅生字光福地内にある畑２筆、面積４９７㎡です。 農地の現況は、保全管理されております。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段ないと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた萩野谷利男委員、何かございますか。
２番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第２号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第３号農地法第５条の規定による許可申請の整理番号５－３について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第４号農用地利用促進計画（案）について審議いたします。 なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、伊東裕彰推進委員には、ここでご

	退席願います。 【伊東裕彰推進委員　退席】
議長	それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第４号農用地利用促進計画（案）について、資料２によりご説明いたします。 【議案書読み上げ】 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第４号農用地利用促進計画（案）について補足説明いたします。 始めに、整理番号１についてです。 申請人は、５年前から市内の民間農園を借りて農業を始め、その経験がきっかけとなり、今後本格的に農業を行っていきたいという志をしだいに持つようになり、日高市にて研修を行い、新規就農を開始した方です。 農法としては、無農薬で化学肥料を使わない自然農法をしております。 経営作物としては、主に露地野菜です。 続いて、整理番号２についてです。 申請人は、飯能市内、神奈川県藤沢市、湯河原町にて養蜂を営んでおります。 また、養蜂とは別に、令和５年に市内の落合地区に農地を借りて水稲を作付けしております。 今回の申請は、新たに農地を借りて営農拡大する為のものでございます。 このような実績からも借受け希望者２名への農地の貸付は最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。 【全員挙手】

議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 それでは、伊東裕彰推進委員には入室していただきます。 【伊東裕彰推進委員　入室】
議長	続きまして、報告第１号農地法第２条第１項の農地に該当しない旨の非農地通知について、報告第２号農地法第５条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が全て終了いたしましたので議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和７年３月飯能市農業委員会総会を閉会します。